

調 達 品 目 表

調達要求番号	3-07-1053-384A-LF-2011	作成部課	補給本部需品部需品管理課
調達要求年月日	令和7年4月25日	作成年月日	令和7年4月25日
仕様書番号	C&LPS-M00002-14		
物品番号	6520-428-4820-5		

品名	カタログ製品名 <sup>a)</sup>			数量
CAD/ CAM装置	構成(基準)	(株)ヨシダ	数量	5SE
	デンタルモデルスキャナー	CoexT3+	1EA	
	CAD用PC	CAD用サーバー Z2G9 23.8インチモニタ EV2460-BK	1SE	
	CADデザインソフトウェア	exocad DX ベーシック	1EA	
	デンタルミリングマシン	Coex300Pro	1EA	
	集塵機	コエックス用サイレントCAMコンパ外集塵機	1EA	
又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)				

注<sup>a)</sup> この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。また、数量については、箇条 2a)を基準とする。

1.4 引用文書等

b) 関連文書

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について(通知)(装管調第807号 令和3年1月21日)

2 製品に関する要求

同等とする性能等は、次による。

a) 構成(基準)は、表1による。

表1—構成(基準)

番号	構成品名	数量	備考
1	デンタルモデルスキャナー	1EA	
2	CAD用PC	1SE	
3	CADデザインソフトウェア	1EA	
4	デンタルミリングマシン	1EA	
5	集塵機	1EA	

b) 性能要求

- 1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医療機器として承認、認証又は届出された製品である。(箇条 2a)2), 箇条 2a)3), 箇条 2a)5)を除く。)
- 2) デンタルモデルスキャナーは、次による。
  - 2.1) フルアーチスキャンが、20 秒以下で可能である。
  - 2.2) 読み取り精度が 9  $\mu\text{m}$  以下である。
  - 2.3) 500 万画素以上の高解像度カメラを複数有する。
  - 2.4) 電源環境は、AC 100 V, 50/60 Hz で使用可能である。
- 3) CAD用PCは、次による。
  - 3.1) ノート型又はデスクトップ型PCである。
  - 3.2) CPUは、2.0 GHz 以上である。
  - 3.3) メモリは、32 GB 以上である。
  - 3.4) モニタは、23 インチ以上である。
  - 3.5) 電源環境は、AC 100 V, 50/60 Hz で使用可能である。
- 4) CADデザインソフトウェアは、フルクラウン、インレー、アンレー、ベニア、カットバック、オフセットコーピング、ブリッジ、ワックスアップのデザインが可能である。
- 5) デンタルミリングマシンは、次による。
  - 5.1) CAMソフトウェアを搭載している。
  - 5.2) 加工方式は、乾式及び湿式の両用である。
  - 5.3) 同時4軸以上の加工軸を搭載している。
  - 5.4) 加工領域は、長径 98 mm 以上×厚さ 30 mm 以上のディスクを加工可能である。
  - 5.5) スピンドル回転数は、6 000 rpm~80 000 rpm の範囲を満たす。
  - 5.6) ミリングバー収納本数は、12 本以上である。
  - 5.7) 装着可能なブロック数は、6 本以上である。
  - 5.8) 電源環境は、AC 100 V~240 V, 50/60 Hz で使用可能である。
  - 5.9) 必要となる圧縮空気は、0.6 MPa 以上である。
- 6) 集塵機は、次による。
  - 6.1) デンタルミリングマシンの動作に自動連動し、ON/OFF制御ができる。
  - 6.2) 最大体積流量は、2 500 L/min 以上である。
  - 6.3) 稼働時の騒音レベルは、55 dB 以下である。
  - 6.4) 電源環境は、AC 100 V, 50/60 Hz で使用可能である。
- 7) インターネット環境なしに使用可能である。
- 8) ミリングマシン及び集塵機は、幅 550 mm 以下×奥行 600 mm 以下×高さ 1 700 mm 以下の空間に設置可能な大きさである。
- 9) 本製品は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコードプログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他、官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

## 2.2 製品の表示

製品の表示は、1種銘板とする。

## 5 その他の指示

## 5.1 提出書類

類別原資料の提出は、不要とする。

## 5.2 附属品 (標準附属品である場合を除く。)

附属品は、本体1SEごとに表2に示す製品を附属させる。

表2-附属品

項番	品 名	規 格	数 量
1	ガラスセラミック用又はハイブリット レジン用ミリングバー	0.6 mm	1 EA
2	ガラスセラミック用又はハイブリット レジン用ミリングバー	1.0 mm	1 EA
3	ガラスセラミック用又はハイブリット レジン用ミリングバー	1.5 mm	1 EA
4	ガラスセラミック用又はハイブリット レジン用ミリングバー	2.5 mm	1 EA
5	ジルコニア用ミリングバー	0.6 mm	1 EA
6	ジルコニア用ミリングバー	1.0 mm	1 EA
7	ジルコニア用ミリングバー	2.0 mm	1 EA
8	PMMA用ミリングバー	1.0 mm	1 EA
9	PMMA用ミリングバー	1.5 mm	1 EA
10	PMMA用ミリングバー	2.0 mm	1 EA

## 5.3 設置・調整

## 5.3.1 全般

契約の相手方は、事前に納入先部隊と調整し、本装置を官側の指定する場所に搬入し、要求する機能及び性能を満足するように組立、設置及び動作確認を実施し、使用可能な状態で引き渡す。

なお、基地への立ち入り等については、納入先部隊の規則等に従う。

## 5.3.2 官側における支援

契約の相手方は、納入場所における搬入及び設置の実施にあたり、官側の支援を必要とする場合は、次の事項について、事前に官側と調整の上、官側の支援を無償で受けることが可能である。

- a) 現地部隊における搬入器材の保管
- b) 現地における電力及び水の使用
- c) その他、官側が必要と認める事項